

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 13日

明石市長 殿

提出者

住 所

兵庫県明石市二見町南二見1-33

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

アサヒ飲料株式会社 明石工場

工場長 佐藤 和敬

電話番号

078-941-2301

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アサヒ飲料株式会社 明石工場
事業場の所在地	兵庫県明石市二見町南二見1-33
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	清涼飲料製造業(1011)
② 事業の規模	32,935百万円
③ 従業員数	257名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1「廃棄物処理フロー」参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委託先での適正な処理、再資源化100%を委託先に徹底している。 委託先には年に1度、適切な管理が行われているかをグループ会社を通じて確認実施しており、その結果の報告を受けている。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまで通り、委託先への適切な管理、再資源化100%を徹底し、委託先の確認を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
②計画	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
②計画	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	48026.5 t	— t
(これまでに実施した取組) 汚泥に関しては微生物による発酵・分解を行い、乾燥し水分を抜いた形で廃棄物化している。			
【目 標】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	48026.5 t	— t
	(今後実施する予定の取組) これまで通り、汚泥は微生物による発酵・分解を行い、乾燥し水分を抜いた形で廃棄物化を継続してゆく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和6年)実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

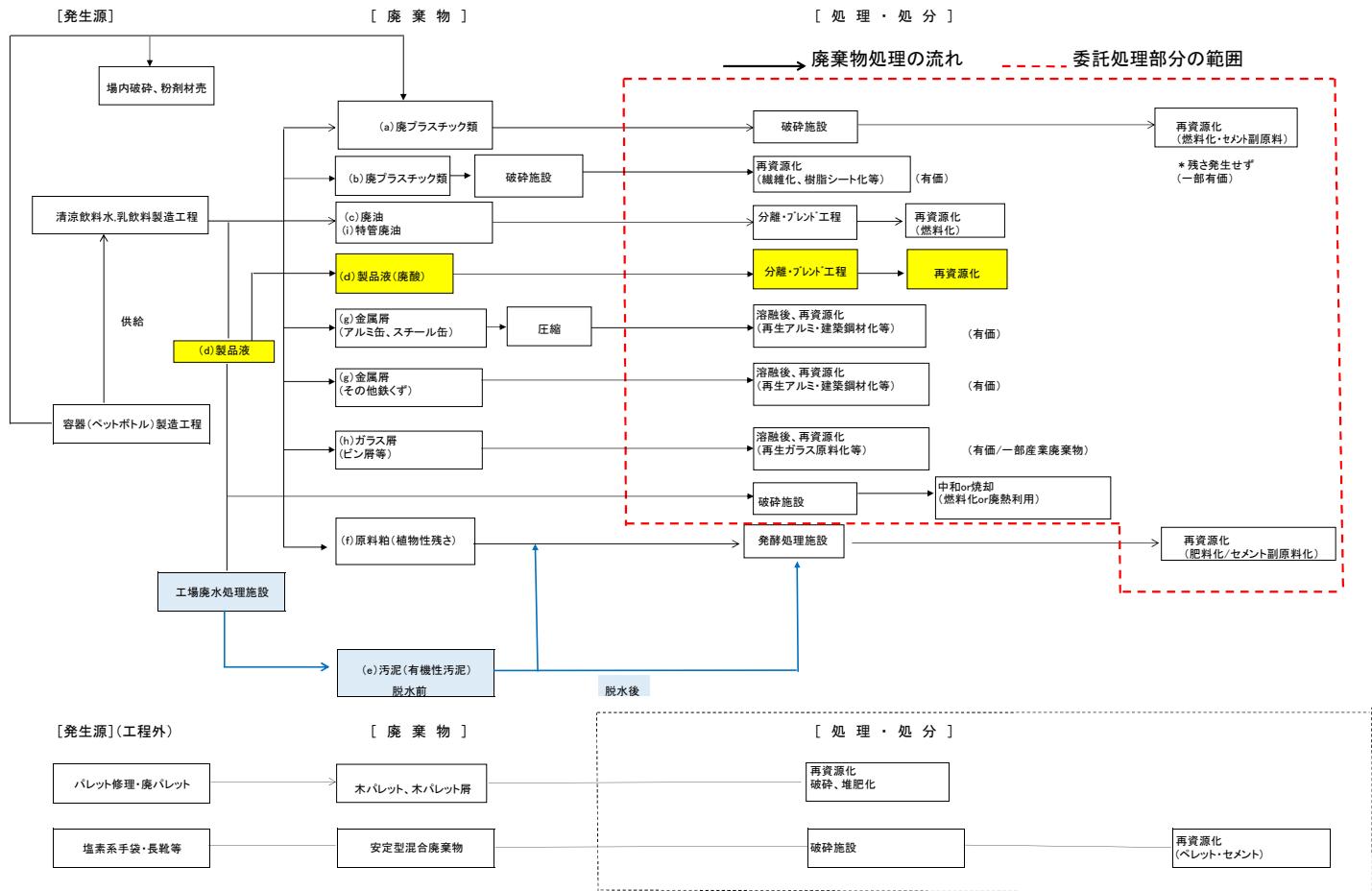
【前年度(令和6年)実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量	別紙3のとおり	t
(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり			

(第5面)

【目 標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
	全処理委託量	別紙3のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t
(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フローシート

1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

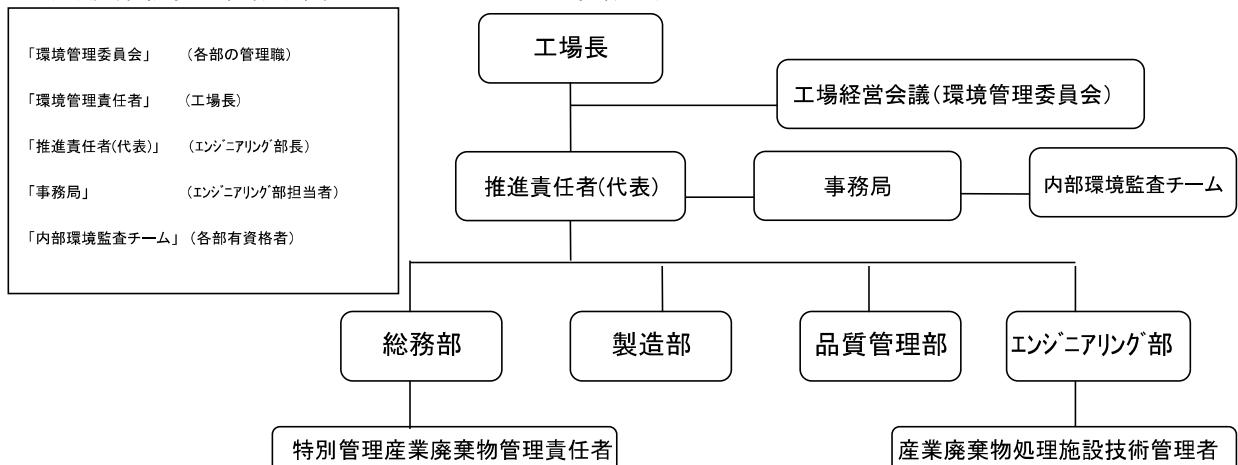
(1) 責任者

環境管理責任者	明石工場長
推進責任者(代表)	エンジニアリング部 部長
推進担当者(EMS事務局)	エンジニアリング部 担当者
推進責任者	各部署 部長
外部コミュニケーション受付責任者	総務部 部長
工程責任者(廃棄物担当)	総務部 担当者

(2) 役割

工場環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 ・計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 (構成メンバー) 委員長:工場長 議長:環境管理責任者 委員:工場経営会議メンバー(課長以上の管理職)
工場環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物再資源化の推進 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・社員、協力会社に関する環境教育の計画実施
外部コミュニケーション受付責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○外部利害関係者からの苦情対応及びその回答
廃棄物担当	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○廃棄物処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他特命事項

(3) 廃棄物管理組織(環境マネジメントシステム組織図)



(4) 管理体制の強化

- ①工場内の全部門が協力し、廃棄物処理に対応するため環境管理委員会を設置する。
本委員会は必要時に開催し、廃棄物を含めた環境全般の重要事項を検討し、決定する。
- ②省エネルギー施策並びに廃棄物減量化施策を事務局並びに各担当者で推進。
- ③事務局は、環境管理責任者の所属するエンジニアリング部である。

(5) 教育

廃棄物の減量化や省エネルギーの推進に関する留意事項につき、全従業員に対し教育訓練を行う。

○ 環境教育訓練

- ISO14001の教育訓練であり、協力会社を含め各部門に於いて年次計画を策定し、実施する。
- ・工場環境方針、目的、目標
 - ・省エネルギー、廃棄物減量化の重要性
 - ・関係法令 等を全従業員(含む協力会社)に周知徹底する。

(6) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再資源化状況等必要に応じて情報の公開に努める。また、ステークホルダーとのコミュニケーションをより密接なものとするため、2001年度より「アサヒ飲料環境報告書」を当社ホームページに掲載している。

尚、環境報告書には「環境保全の基本方針」「社内体制」を始め、「商品開発」「工場」「物流」「販売」「オフィス」の各行程での取り組みを掲載し、廃棄物においては「環境行動計画」「廃棄物再資源化」「各工場の取り組み」の中で活動を公開している。

目的は、

- ① 環境に関連するデータは、グループ会社を含めリアルタイムで把握・管理・共有すること。
→環境負荷データを常に把握し実績と目標を管理することは、企業価値を高め、環境経営活動としてステークホルダーに求められる項目である為。
- ②環境会計業務の効率化により、環境会計集計のスピードアップを図ること。
→年1回行っている環境会計業務の効率化を図ることで、従来決算確定から6ヶ月後に開示していたものを3ヶ月後に開示でき、より迅速な情報公開が図れる為。
- ③環境経営へのグループ全体でのリテラシー(知識、利用能力)向上を図ること。
→環境負荷情報の他、法令や社会の動き等の情報提供等、情報の共有化を図ることで社員1人1人の環境への意識レベル向上を目指す。

<その他>

- ・工場廃棄物管理については、廃棄物処理法等の法令に基づき「工場排出物管理基準」に則り管理を実施している。本社窓口は技術部が管轄し、他、環境室などが廃棄物業務に関わる各分野について管轄する。
- ・2009年にPETボトルの内製設備を含めたお茶飲料製造の無菌充填の新ラインが稼動を開始。
(現、P-2列)又、環境管理充填技術(フレッシュクオリティ製法)を導入した新ライン(現、P-1列)が稼動を開始した。

※フレッシュクオリティ製法

- 飲料の中身を加熱殺菌した後、無菌室で容器を殺菌し充填。
上記により最後の温水による加熱殺菌が必要なくなり、ペットボトルも従来の耐熱圧ボトルから耐圧ボトルに変更して軽量化し、環境負荷低減を実現している。
- ・2010年6月、県民の環境に配慮した新しいライフスタイルづくりに資するとともに事業者の環境保全活動の促進を図ることを目的に、優れた環境保全活動を展開している事業者に

「兵庫県環境にやさしい事業者賞」「優秀賞」を交付されている。

- ・2011年2月、缶製造ラインの新ラインが稼動を開始した。充填能力は従前の1.6倍となつた。
- ・2011年8月、瓶製造ラインの製造が終了し、同年9月に新ラインとして製造を開始した。
- ・2011年10月、プリフォームセンターにてプリフォーム製造を開始した。
(大型ボトル：レジンより容器に。小型ボトル：プリフォームより容器に。)
- ・2012年3月及び2013年3月に工場見学施設をリニューアルした。
それにより、受入体制が整い、工場見学のお客様も大幅に増えた。
尚、当該見学では当工場の環境に対する活動をお客様へご案内する活動を行っている。
- ・2013年11月、コーチェネレーション設備を導入した。
尚、コーチェネレーション設備は、燃料(都市ガス等)を投入することにより、電力と熱(工場使用の蒸気等)の2つのエネルギーを取り出すものであり、エネルギー利用効率が高く省エネルギー及びCO₂排出の削減効果が大きい設備である。
- ・2014年4月、新製品倉庫(第4製品倉庫)増設、保管能力は約70万函拡大され、場外営業倉庫への製品転送が大幅に低減された。
- ・2024年12月、お茶や乳性飲料用のPETボトル製造ラインを新設、それに伴い旧ラインを閉鎖した。この列更新により製造能力はおよそ1.4倍に拡大する見込み。

(以下余白)

(第2面)産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和6度)実績】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラ類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木くず	金属くず・ガラス陶磁器くず(照明機器※水銀計器)	安定型混合廃棄物	合計
排出量(t)	51,823.9	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	55,132.5

(これまでに実施した取組)
再資源化100%を目指した委託先管理およびグループでの取り組みを実施。

【目標】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラ類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木くず	金属くず・ガラス陶磁器くず(照明機器※水銀計器)	安定型混合廃棄物	合計
排出量(t)	51,823.9	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	55,132.5

(これまでに実施した取組)
再資源化100%を目指した委託先管理およびグループでの取り組みを実施。

(第4面)産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和6度)実績】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラ類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木くず	金属くず・ガラス陶磁器くず(照明機器※水銀使用製品)	安定型混合廃棄物	合計
全処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
優良認定処理業者への処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
再生利用業者への処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
認定熱回収業者への処理委託量(t)									0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)									0

(これまでに実施した取組)
委託先での適正な処理、再資源化100%を委託先に徹底している。
委託先には年に1度、適切な管理が行われているかをグループ会社を通じて確認実施しており、その結果の報告を受けている。

(第5面)産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃プラ類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木くず	金属くず・ガラス陶磁器くず(照明機器※水銀使用製品)	安定型混合廃棄物	合計
全処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
優良認定処理業者への処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
再生利用業者への処理委託量(t)	3,798.7	3,174.5	109.0	4.4	1.6	6.7	0.1	12.5	7,107.3
認定熱回収業者への処理委託量(t)									0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)									0

(今後実施する予定の取組)
これまで通り、委託先への適切な管理、再資源化100%を徹底し、委託先の確認を継続する。